

基礎研 レポート

提案された EU のデジタルサービス 法案

Digital Services Act

保険研究部 常務取締役 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

2020年12月15日に欧州委員会は、オンラインプラットフォーム事業に係る包括的な規制として、デジタルサービス法案(Digital Services Act)とデジタル市場法案(Digital Market Act)の2つの規則案を公表した。前回の基礎研レポートではデジタル市場法案を解説([「提案された EU のデジタル市場法案—Digital Market Act」](#))したので、今回はもう一つの法案であるデジタルサービス法案(以下、単に DSA という)を解説したい。この二つを簡略に言えば、DMA は、オンラインプラットフォームという市場において、競争を維持・促進するためのものである一方、DSA は、オンラインプラットフォーム上の違法コンテンツ(情報や商品、サービスなど)への対応を定めるものである。

前回レポートでも触れた DMA と同様、現在検討されているのは、欧州加盟国に立法を求める指針(Directive)ではなくて、加盟各国内で直接法的効力を有する規則(Regulation)としてのルールである。DSA(第3条～第5条部分)の前身にあたる e-Commerce Directive が指針であったのを、規則に格上げするものでもある。

今回も欧州委員会によって公表された DSA の提案書をベースに検討を行う¹。

2—DSA の立法目的・概要(前文及び第1章)

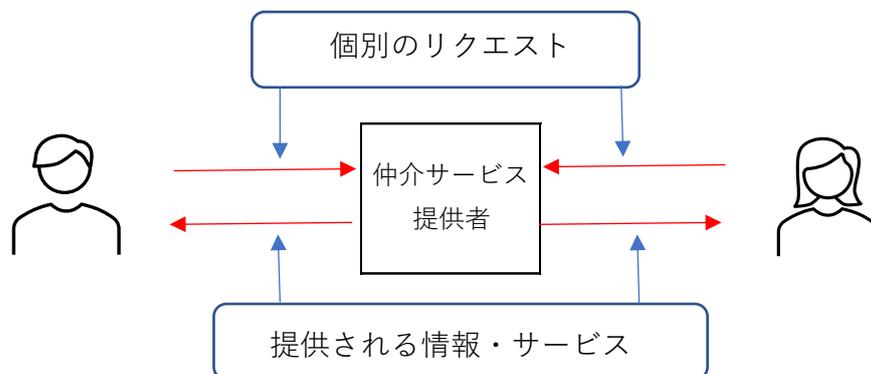
1 | DSA の立法目的

提案書に従いながら DSA の提案理由を抜き出してみたい。まず、提案書では、情報社会サービス、特に仲介サービスが、欧州経済と人々の生活の重要部分になってきたという認識が示される。ここで情報社会サービスとは、DSA は「通常は報酬を条件として、離れた場所から (at a distance)、電子

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020PC0825&from=EN> 参照。Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market For Digital Services(Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC

的な手段を通じて(by electronic means)、サービスの受け手(recipients of service、コンテンツを送信(あるいはアップロード)する人と受信するとの両方が含まれる)の個別リクエストに対して提供される(at the individual request of a recipient of services)サービス」のことに定義されている(第2条(a)、図表1)²。

【図表1】 情報社会サービス



DSA という仲介サービスとは情報・サービスを仲介するサービスのことを言う。DSA は三つに分けているが、その詳細は後述する。

そして、情報社会サービスに基づく新しく革新的なビジネスモデルは、ビジネスユーザーと消費者に対して情報を提供し、新たな方法による日々の取引を可能にした。しかしデジタル移行とこれらのサービスの利用増加は個別の利用者と社会全体に対して新たなリスクと課題を生じさせることとなった(提案書の前文(1))。

DSA の目的としては、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を確保すること、および欧州及び他の市民の表現の自由、営業の自由および差別からの自由などの欧州憲章の基本的権利の行使を許容することとされている。このために仲介サービス提供者の責任ある誠実な行為が不可欠であるとする(提案書の前文(3))。

そして、域内市場機能の安全確保と改善のために、EU レベルで統一された効果的、かつ比例的な義務的なルール群を策定することが必要だとする(提案の前文(4))。

ところで、DSA が安全で予測可能かつ信頼すべきオンライン環境構築のために、対処すべきとされるものは「違法コンテンツ」(illegal content)である。違法コンテンツは、違法なコンテンツ・製品・サービス・行為にかかわる情報を広くカバーするものである。提案書が例示するのは、それ自体が違法な情報、たとえば違法なヘイトスピーチ、テロ扇動情報、不法な差別的言動があり、またそれが違法な行為となるもの、たとえば児童虐待画像の共有、同意のないプライベート画像の共有、オンラインストーキング、規則違反または偽造製品の販売、著作権で守られた素材の無断使用、消費者保護法違反となる販売行為を含む(提案書の前文(12))。

² (EU)2015/1535 第1条(1)(b)を引用

2 | DSA の概要

DSA の内容は、第 1 条第 1 項を解説することでおおむね概観することができる。同項は、DSA が域内市場の仲介サービスの提供に関する調和のとれたルールを定めるものとし、特に

(a) 仲介サービス提供者の責任の条件付き免除の枠組みを定め、

(b) 仲介サービス提供者の特定のカテゴリーごとに設定された誠実義務(due diligence)のルールを定め、さらに

(c) DSA の導入と執行に関するルール、特に管轄当局の協調と連携について定めるものである。

ここで、責任免除とあるが、これは上述した違法コンテンツを仲介することにより生ずる責任である。DSA 第 2 条 (g) では、違法コンテンツとは、どのような情報であっても、それ自体、あるいは特定の行動(製品の販売あるいはサービスの提供)に関するもの(reference to)として、欧州法あるいは加盟国の法律を遵守していないもの(正確な対象や法律の性格を問わず)を意味するとしている。

仲介サービス提供者における違法コンテンツ仲介の責任は、条件付きで免除する一方で、誠実義務を果たさなければならないとする枠組み、そしてそれを監督する枠組みを構築するものが DSA だということができる。

3—— DSA の規制対象(第 2 章)

1 | 仲介サービス提供者の定義

仲介サービス提供者の定義であるが、提供する仲介サービスには三つのものが含まれる(第 2 条(f))。一つ目は「単なる導管」(mere conduit)サービスである。コミュニケーション情報ネットワークの中で、サービスの受け手から提供されたものの送信あるいはコミュニケーションネットワークへのアクセスの提供を行うものである。単なる導管には伝達された情報は残らない(図表 2)。

【図表 2】単なる導管(情報 A の伝達)



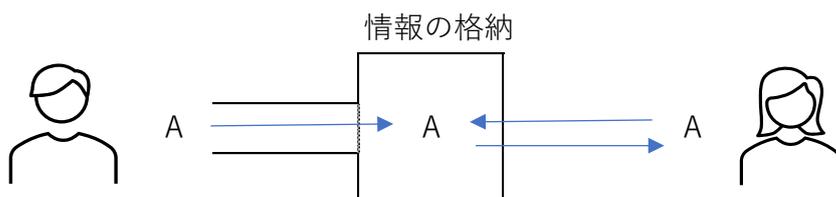
二つ目が「一時保管(キャッシュ)」(caching)サービスである。これはコミュニケーション情報ネットワークの中で、サービスの受け手から提供されたものの送信を行うもののうち、情報の伝達をより効果的に行うことだけを目的として自動的、即時的、一時的に情報を保管するものを指す。一時保管(キャッシュ)は、キャッシュと呼ばれるデータを一時保管するメモリーに一時的に保管するが、ログアウトするなどにより情報は削除されることとなる(図表 3)。

【図表 3】 キャッシュサービス（情報 A の伝達（一時保存含む））



三つめが、「ホスティング」(hosting)サービスである。これはサービスの受け手から提供され、要求された情報の格納 (storage) を行うものである (図表 4)。

【図表 4】 ホスティングサービス（情報 A の格納）



なお、ホスティングサービス提供者のうち、サービスの受け手からの要求により保管し、かつ一般情報として広く公開する提供者（ホスティングサービスが付随的にとどまるなど一定の要件に該当するものを除く）はオンラインプラットフォームと定義されている（第 2 条(g)）YouTube や Facebook などは最後のオンラインプラットフォームに該当する可能性があると思われる。

2 | 仲介サービス提供者の責任の免除

DSA の主要な目的の一つが仲介サービス提供者の責任免除である。上記で述べた 3 種のサービスの相違により、免責とされる条件が異なる。一つ目の単なる導管サービスの提供者については、提供者が①送信を開始しない、②送信先を選択しない、および③送信に含まれる情報について選択あるいは修正しないときには責任を負わない（第 3 条第 1 項）。

二つ目の一時保管（キャッシュ）サービスの提供者については、提供者が①情報を修正しない、②情報のアクセス条件を遵守している、③業界で広く理解されている方法により情報のアップデートのルールを遵守している、④業界で広く理解されている方法により、情報の利用についてデータを得るための技術の合法的な利用を阻害するものでない、および⑤送信されたソースとなった情報がネットワークから削除されたか、アクセスが遮断されたという事実、または裁判所や行政が削除やアクセスを遮断するように命じたという事実を実際に提供者が知ったときに、迅速に情報を削除するか、アクセスを遮断するように行動したという条件の下で、免責を受けることができる（第 4 条第 1 項）。

三つ目のホスティングサービスについては、提供者が①違法活動や違法コンテンツについて実際に知らなかったとき、および損害賠償請求については違法行為や違法コンテンツが事実や状況から明らかに認識できなかったとき、あるいは②実際にそのことを知ったか気が付いたときに、迅速に違法コンテンツを削除するか、アクセスを遮断したときには、提供者は責任を負わない（第 5 条第 1 項）。

3 | 仲介サービス提供者の基本的な義務

仲介サービス提供者は、違法コンテンツを検知し、特定し、削除し、およびアクセスを遮断すること、あるいは DSA 等の法律遵守のための必要な措置を取ることを目的として自発的な調査を行わなかったという理由のみで、上記 2 | で述べた免責規定の適用がないとされてはならない (DSA 第 6 条)。

また、仲介サービス提供者は、送信・蓄積する情報を監視 (monitor) し、あるいは違法行為を示す状況や事実を積極的に探査する (seek) する一般的な義務を負わない (DSA 第 7 条)。このように仲介サービス提供者に何も情報がないときに、積極的に調査する義務を負わないことが明記されている。

他方、管轄権を有する司法、行政当局から特定の違法コンテンツへの対処命令を受領したときは、当該管轄当局に、不合理な遅滞なく、どのような行動をいつとったかについて報告をしなければならない (DSA 第 8 条)。

また、仲介サービス提供者は、管轄権を有する司法、行政当局から特定のサービスの受け手についての情報提供命令を受領したときは、不合理な遅滞なく、管轄当局へ命令を受領したことで、命令の効果について情報提供を行う (DSA 第 9 条)。ここで命令の効果といているのは、たとえば違法コンテンツが送信され、送信者を特定・通知せよとの命令だったとしても、単なる導管や一時保管 (キャッシュ) サービスの提供者では、発信者の特定まではできないであろうし、また、ホスティングサービスにおいても、たとえば IP アドレス (= ネット上の住所に該当するもの) しか知りえないことがあるからと推測される。

4——透明で安全なオンライン環境のための誠実義務(第 3 章)

1 | すべての仲介サービス提供者に関する規定

全ての仲介サービス提供者に適用される規定は以下の通りである。

仲介サービス提供者は、加盟国の管轄当局、欧州委員会、デジタルサービス欧州会議 (European Board of Digital Services、DSA 第 47 条で設立される。後述) が電子的手段を通じて直接連絡が取れる単一の窓口を設置すべきものとされる (DSA 第 10 条)。

仲介サービス提供者が域内にサービスを提供するが、域内に施設 (establishment) を有さないときには、サービスを提供している加盟国のひとつに、法的代理人を指名するものとする (DSA 第 11 条)。第 10 条で定めるものは連絡窓口である一方、第 11 条は管轄当局が法的手続きを進めるときの送達先となるものである。

仲介サービス提供者は、サービス利用条項の中に、サービスの受け手により提供されるコンテンツについて、仲介サービスの利用にあたって利用者に課す条件についての情報を含めるものとする (DSA 第 12 条)。この条件についての情報には、アルゴリズムによる決定や人の評定によるコンテンツの修正 (moderation) のために利用される、方針、手続、手段およびツールについての情報を含む。ここでコンテンツの修正とは、仲介サービス提供者により実施される行為で、サービスの受け手から提供された違法コンテンツや利用条件違反のコンテンツを調査、特定、対処することをいう。対処とは、違法コンテンツ等の利用、視認性、アクセス可能に影響を及ぼすこと (コンテンツの表示順位の引き下げ、コンテンツ削除やアクセス遮断など) である (DSA 第 2 条 (o))。

また、仲介サービス提供者は、少なくとも年一回、明確かつ簡潔で包括的であって詳細な、該当期間中に実施したコンテンツの修正に関する報告書を発行するものとする（DSA 第 13 条）。

2 | ホスティングサービス提供者に関する追加規定

次に、ホスティングサービス（オンラインプラットフォーム含む）提供者についての追加規定である。ホスティングサービス提供者は、個人または団体が違法であると考えた特定のコンテンツについて、ホスティングサービス上に掲載されていることについて、個人または団体が提供者に通知する仕組みを導入するものとする（DSA 第 14 条）。

この仕組みは誠実な運営者(diligent economic operator)がコンテンツの違法性が特定できるための基礎となるような、十分に正確で十分に裏付けのある通知となることを促進するものである必要がある。特に(a)個人または団体がなぜその情報が違法コンテンツであると考えたかの理由の説明、(b)違法コンテンツの電子的な所在、正確な URL や追加情報など、(c)通知を行った個人や団体の名前と電子メールのアドレス、(d)個人または団体が提出した通知に含まれる情報や主張が正確で完全であることを誠実に信じている旨の確認文言があること、といった要素が含まれるようにすべきである（DSA 第 14 条第 2 項）。このような要素を満たしている通知の到達により、DSA 第 5 条において、ホスティングサービス提供者が違法コンテンツについて実際に知ったという要件を満たすことになる（DSA 第 14 条第 3 項）。

第 14 条が違法コンテンツの削除やアクセス遮断を求める個人や団体に対する規定である一方、次の第 15 条は違法コンテンツをアップロードしたサービスの受け手（投稿者）に関するものである。すなわち、ホスティングサービス提供者が、サービスの受け手から投稿された特定のコンテンツを削除あるいはアクセス遮断するにあたっては、削除あるいはアクセス遮断よりも前に、削除等を決定したことと、決定に至った明白かつ特定された理由について、サービスの受け手(投稿者)に通知しなければならない（DSA 第 15 条）。

3 | オンラインプラットフォームに関する追加規定

オンラインプラットフォーム（小規模なものを除く）においては、サービスの受け手から投稿された情報が違法コンテンツまたは利用条件違反であったことを理由にして、仲介サービス提供者が次の(a)～(c)の決定を行った場合に、サービスの受け手（投稿者）が最低 6 か月の間は電子的かつ無料で内部苦情処理システムに苦情を申し立てることができるようにしなければならない(DSA 第 17 条第 1 項)。

(a)情報の削除またはアクセス遮断

(b)サービスの受け手に対するサービス提供の全体または一部の停止または打ち切り

(c)サービスの受け手のアカウントの停止または打ち切り

申し立てられた苦情に対して、仲介サービス提供者は迅速、誠実かつ客観的に対処する必要がある（DSA 第 17 条第 3 項）が、内部苦情処理システムで解決することができないなどの場合に、サービスの受け手（上記第 17 条第 1 項に該当する者）は、裁判外紛争処理手続きを選択することができる。オンラインプラットフォームの仲介サービス提供者は、誠実に解決に向けて選択された紛争処理機関と折衝し、紛争処理機関の決定に従わなければならない（DSA 第 18 条第 1 項）。紛争処理機関は、デジ

タルサービス調整担当官(Digital Service Coordinator、後述。以下、調整担当官)によって指定が行われる(同条第2項)。

また、オンラインプラットフォームでは「信頼できる警告者」(Trusted flaggers)から提出された通知については上述第14条の手続を通じて、優先的かつ遅滞なく処理・決定されるように必要な技術上、組織上の措置を取らなければならない(DSA第19条第1項)。信頼できる警告者の資格は、調整担当官によって認定される(同条第2項)。

オンラインプラットフォームでは、合理的な期間、かつ事前の警告を發したうえで、頻繁に明白な違法コンテンツを投稿するサービスの受け手に対するサービス提供を停止するものとする(DSA第20条)。また、オンラインプラットフォームが、人の生命・安全に脅威を与える重大な犯罪行為がすでに行われ、または行われており、あるいは行われることが見込まれるときは直ちに法執行機関や司法機関に通報しなければならない(DSA第21条)。

オンラインプラットフォームが消費者に対して、業者(traders)と遠隔地契約を締結することを許容している場合においては、業者がオンラインプラットフォームサービスを利用して販売促進を行い、あるいは消費者に製品やサービスを提供するにあたって、事前に、住所、氏名、IDのコピーや銀行口座の詳細などの情報をオンラインプラットフォームが取得しておく必要がある(DSA第22条)。

その他、オンラインプラットフォームにはDSA第13条に追加した開示義務(第23条)、広告にあたっての開示義務(第24条)がある。

4 | 特に大きなオンラインプラットフォームに関するシステミックリスク管理についての追加規定

特に大きなオンラインプラットフォーム(very large online platform)、具体的には4500万人以上の月間アクティブユーザーがいるオンラインプラットフォームに適用がある(DSA第25条第1項)。特に大きなオンラインプラットフォームは、各国の調整担当官により指定され、EUのオフィシャルジャーナルに掲載される(同条第4項)。

特に大きなオンラインプラットフォームは、指定後、一年に最低一回は重要なシステミックリスクを特定、分析、評価しなければならない(DSA第26条)。システミックリスクには以下のものを含む。

(a) サービスを通じた違法コンテンツの流布

(b) 個人的・家族生活への尊重、表現及び情報の自由、差別禁止、子どもの権利という基本的な権利行使に与える悪影響

(c) サービスの意図的な操作(不正利用や自動化された搾取的利用を含む)により、現実のあるいは予見できる公衆衛生、未成年、市民の議論に対する悪影響、あるいは、現実のあるいは予見できる選挙プロセスや公衆安全に関する影響

特に大きなオンラインプラットフォームは、これらのリスクを抑制するために、合理的で比例的、かつ効果的な措置を取らなければならない(DSA第27条)。

そのほか、特に大きなオンラインプラットフォームでは独立監査(DSA第28条)、レコメンドシステム(お勧め)の透明性確保(DSA第29条)、表示されたオンライン広告のリポジトリ化(=広告に関するデータの格納・開示)(DSA第30条)、調整担当官および欧州委員会へのデータアクセス確保(DSA第31条)、コンプライアンス担当役員任命(DSA第32条)、6か月ごとの情報開示(DSA第32条)な

どの義務がある。

5—導入・協調・罰則・強制(第4章)

1 | 管轄当局と協調

加盟国は DSA の適用および執行に責任を有する所管当局(competent authorities)を指定する。また、所管当局から一名を調整担当官(Digital Service Coordinator)に任命する(DSA 第 38 条)。調整担当官は DSA の執行の権限と責任を国内において負うとともに、他の加盟国との連携を行う。

調整担当官の権限については DSA 第 41 条が定めている。以下のような権限がある。

- (1)調査権限: 仲介サービス提供者や関係者に対する情報徴収権、立ち入り調査権限、質問調査権
- (2)執行権限: 仲介サービス提供者からの確約計画(commitments)を受領して有効なものとする権限、違法行為の中止命令、課徴金(fines)の賦課権限、定期的な課徴金の賦課権限、重大な損害を回避するための仮処分権限
- (3)他の手段で被害を防げない例外的な場合における措置権限: 経営ボード(取締役会など)に措置計画を策定させ、必要な措置をとること及び報告を求める権限、さらに被害が防止できないと考える場合には司法機関に対してサービスの受け手のアクセスを一時的に制限あるいは提供者のオンライン接続を一時的に制限することを要請する権限

また、加盟国は DSA 違反行為に関する課徴金(penalties)に関するルールを制定することと、第 41 条に定められた権限を確実にするためのすべての可能な措置をとることとされる(DSA 第 42 条)。この課徴金は、違反行為と比例的である必要があり、年間収入または年間売り上げの 6%を超えない範囲での課徴金を課すべきものとする。ただし、不正確・不十分あるいは誤導的な情報の提供、不正確・不十分あるいは誤導的な情報に関しての不回答・不修正および立入検査の拒絶に関する課徴金は、収入または売上高の 1%を超えないものとする。

サービスの受け手は DSA 違反を主張して、仲介サービス提供者に関する苦情申し立てを居住国の調整担当官に行うことができる(DSA 第 43 条)。

2 | デジタルサービス欧州会議

DSA により、独立した助言機関としてデジタルサービス欧州会議(European Board for Digital Services、以下、欧州会議という)が設置される。欧州会議の権限は(a)DSA の整合性のある適用の促進、各国の調整担当官の間の調整、および欧州委員会との効果的な協調への貢献、(b)新たに生じてくる問題について、欧州委員会、調整担当官及びその他の権限のある当局間の協調、ガイダンスと分析への貢献、(c)特に巨大なオンラインプラットフォームの監督についての調整担当官と欧州委員会への助言である(DSA 第 47 条)。

欧州会議は各国の調整担当官で構成され、ハイレベルの職員によって代表される。1 加盟国あたり 1 票の議決権を保有する(DSA 第 48 条)。

3 | 特に巨大なオンラインプラットフォームの監督

仲介サービス提供者が、上記4-4 | で述べた特に大きなオンラインプラットフォームに対する追加規定を

遵守していないことについて、設立国の調整担当官が認定する決定を行った場合には、第 50 条～第 66 条に定める、強化された監督システムを適用するものとする(DSA 第 50 条第 1 項)。

この決定を行った際には、特に大きなオンラインプラットフォームに対して 1 か月以内に不遵守を解消するための行動計画を策定し、設立地の調整担当官、欧州委員会、欧州会議に提出するように要請する(DSA 第 50 条第 2 項)。行動計画を受領後一か月以内に、欧州会議は行動計画についての見解を、オンラインプラットフォーム提供者設立地の調整担当官に通知する。調整担当官は見解を受領後一か月以内に行動計画が違反行為を是正するのに適切かどうかを判断する。なお、必要のある場合は、特に大きなオンラインプラットフォームに独立監査を受けるよう要請することができる。調整担当官は監査結果受領後一か月以内あるいは監査を行わない場合は、上記判断を行った後三か月以内に、欧州委員会、欧州会議、特に大きなオンラインプラットフォームの仲介サービス提供者に対して、行動計画が違反行為を是正するものかどうか、およびその理由に関する調整担当官の見解を通知する。

(欧州会議ではなく) 欧州委員会は、DSA 第 58 条(DSA の規定・暫定措置・確約計画についての不遵守決定)、および DSA 第 59 条(課徴金)の決定を行うための手続を進めることができる(DSA 第 51 条)。

これらの手続遂行にあたっては、欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォームに対する情報提供要請(DSA 第 52 条)、個人・法人に対する意見聴取(DSA 第 53 条)、立入検査(DSA 第 54 条)を行うことができる。また、DSA 第 58 条の不遵守決定に至るまでに、サービスの受け手に対する深刻な被害のおそれがある場合には、暫定措置をとることができる(DSA 第 55 条)。特に大きなオンラインプラットフォームから、手続の過程で確約計画が提出された場合に、欧州委員会は確約計画が拘束的であるものとし、これ以上手続を進めないことを決定することができる(DSA 第 56 条)。

本章で定める権限を行使するにあたって、欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォームが DSA の効果的な導入と遵守を監視(*monitor*)するために必要な措置を講ずることができる(DSA 第 57 条)。

欧州委員会は、DSA の規定、第 55 条の暫定措置、第 56 条の確約計画について、不遵守決定(*non-compliance decision*)をすることができる(DSA 第 58 条)。不遵守決定を行ったときには、特に大きなオンラインプラットフォームの年間売上高の 6%を超えない範囲で課徴金(*fines*)を課すことができる(DSA 第 59 条)。また、DSA 第 52 条、54 条、55 条、56 条、58 条違反については、前年度売り上げから算定された日額売り上げの 5%を超えない定期的課徴金(*periodic penalty payments*)を課すことができる(DSA 第 60 条)。

また、DSA 第 59 条(課徴金)、第 60 条(定期的課徴金)にかかる欧州委員会の権限については 5 年間の時効にかかる。時効は行為が行われたときから起算する。ただし、反復される行為については行為終了時より起算する(DSA 第 61 条)。

6— 検討

EU で提案された DSA がどのような特徴を有するかを検討することとしたい。比較対象として、日本における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)を取り上げる³。プロバイダ責任制限法と比較して DSA の特徴として挙げられるのが、

³ 2021 年第 204 回通常国会で改正されている。詳細は、<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=68422?site=nli>

①規律範囲が広いこと、②発信者への対応が手続面から定められていること、③仲介サービスについて監督を行うことである。

1 | 規律範囲が広いこと

プロバイダ責任制限法が対象とするのは、「権利の侵害」があったときに限定されている（法第1条、第3条、第4条）。他方、DSAは「違法なコンテンツ」を対象にする（DSA第2条（g））。違法なコンテンツには特定個人や団体の法的権利や利益を損なっていないものも含まれる。違法コンテンツにはテロ行為を行うべきことを示唆するものや風俗を害するような画像等の送信あるいは違法な商品の販売行為も含まれる。このようにそれ自体では他者の権利侵害とはならないものも含まれるため、免責規定（DSA第3条～第5条）だけではなく、関係当局からの命令を受けて行動すべきこと（DSA第8条）や、個人や団体から申し立てを受けて、削除等の処理をする手続きを設けることとされている（DSA第14条）。

また、プロバイダ責任制限法は、不特定多数により受信されることを目的とする電気通信の役務を提供する者を適用対象とする（法2条）のに対し、DSAは特定者間における情報の仲介サービスも対象とする（DSA第2条（f））。ショートメッセージサービス（SMS）やLINEなど、一対一あるいは限られたグループ内で違法な勧誘メールが送られることもあり、不特定多数が受信していると言いきいケースもある。このようなケースにおいても、多数の迷惑勧誘メールを送るアカウントを削除するなどの対応もDSAなら可能と思われる。

2 | 発信者（投稿者）への対応が手続面から定められていること

プロバイダ責任制限法では、プロバイダが権利侵害を知っていたなど一定の要件を満たさない限り、プロバイダは権利侵害を受けた者への賠償責任を負わない（法3条）。このことはDSAでもほぼ同様の取扱となっている（DSA第5条）。

他方、情報の発信者（投稿者）については、プロバイダが、削除等の措置が必要限度内であつ権利侵害があると信じるに足りる相当な理由があるなどの一定の要件を満たす場合に限り、プロバイダは免責されるとする（法3条2項）。つまり、コンテンツの発信者が仲介サービス提供者に対して損害賠償請求できるとする実体的な権利を修正している。この点、DSAは手続規定のみを定めており、オンラインプラットフォーム内部での苦情処理手続きの設置、および裁判外での仲裁制度への参加を求めるにとどまる。

3 | 仲介サービス提供者にモニタリングが行われること

加盟国には調整担当官が設置され、仲介サービス提供者に対してモニタリング（監督）を行う。また、各国の調整担当官同士の連携や、調整担当官で構成される欧州会議を設置するなど監督のためにシステムを設けることになっている。

仲介サービス提供者一般向けのルールを強制するためには、DSAに従い国内法を設ける必要があ

参照。

るが、特に大きなオンラインプラットフォームに対しては、DSA そのものが監督権限、調査権限、課徴金賦課権限などの各種権限を設けている。

日本のプロバイダ責任制限法は、実体法への修正を入れるものであって、手続や監督手法を定めるものではない。

特に大きなオンラインプラットフォームについては、そのシステミックリスクの分析義務等、日本でも議論にあたって参考にすべき制度も提案されている。

なお、プロバイダ責任制限法の重要な要素である発信者情報の開示については、DSA はその第 9 条に簡単に示すだけである。ここは加盟国の法律に従うものという姿勢が示されている。

7—おわりに

本文でみた通り、DSA は実体法的な法律規定を修正するという部分を残しながらも、その多くはモニタリングの規定になっている。今回の東京オリンピックでも、選手に対する SNS 上の執拗な攻撃やいわれなき誹謗中傷が行われるなど、ネット上の権利侵害は深刻である。確かに、日本のプロバイダ責任制限法のように、個人にすべてを任す方向性もあるとは思われる。なぜなら表現の自由については、行政権限による介入は抑制的であるべきだからである。

他方、個人としてのオリンピック選手などでは、守ってくれる組織が必ずしもあるとは限らず、個人間で解決することだけに委ねておけばよいという思考で止まってしまうのも、権利保護という点では検討の余地がある。たとえば DSA の信頼できる警告者制度のように各種のシステムを組み込むことは考えられてよい。

DSA の射程については、幅広いものと思われる。たとえば Amazon をはじめとするオンライン小売市場での商品評価を取り上げてみると、昨今、出店事業者がサクラによる高評価をつけることで、利用者が必ずしも最適な商品を選択できないという状態が生じているということがある。このような状況に仲介サービス提供者に対して適切な対応をとるべきことへの誘導が可能であると思われる。

また、Google の検索結果でも十分古い昔の犯罪歴の情報など、検索されない権利（あるいは利益）を認めるような基準があつてしかるべきと思われるが、こういう基準を一事業者の判断だけではなく、透明性を確保しながら社会で決定していくような枠組みがあつてもよいと思われる。

DSA もどうなるかは今後の動向を見ていくしかないが、日本でも DSA を参考にしつつ、幅広の議論を進めておく必要があると考える。